

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立豊島小学校  
令和8年(2025年)4月16日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

未然防止の基本は、児童が周囲の友だちや教職員と信頼できる人間関係を作り、安全・安心に学校生活を送ることができ、主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

いじめられた児童の対応だけでなく、いじめた児童についてもその事象のみを捉えるのではなく、児童の抱える問題を解決するために話し合いの機会を持つ等、カウンセリングマインドの視点を持って、いじめた児童が成長するための支援を実施する校内体制を構築する必要がある。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要であると考えている。

本校では、『学ぶ楽しさ、遊ぶ楽しさ、つながる楽しさ』を教育目標とし、「主体的に学習に取り組み、よく考える子」「認め合い、励まし合って仲良くする子」「運動に親しみ、健康で安全な生活を営む子」をめざす子ども像としている。定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などからいじめの有無を検証し、PDCAサイクルに基づき取り組みを進めていく。そして、いじめは重大な人権侵害事象であるということを全教職員が共通認識をするとともに、いじめ防止等に向けた取り組みを示すために、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条第1項より】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 3. いじめ防止のための組織

### (1)コア会議（ミニ）（含、いじめ・暴力、不登校、虐待等対策。）

①構成員：（管理職、児童・生徒支援コーディネーター、養護教諭、SSW他）

②役割：（素早く！）仕分け

\*月ごとに児童・生徒支援コーディネーター（以下、児生CO）が担任からヒアリングを行い、学校全体のいじめ・暴力、不登校、虐待等の状況をまとめる。

\*それを基に、コア会議（ミニ）で状況を効率的に確認し、指導方針・指導の方向性等を企画・立案する。

### (2)サポート会議(ミニ)（いじめ・不登校、虐待等対策会議を兼ねる。）

①構成員：（管理職、児生CO、養護教諭、SSW、教職員全員）

②役割：（広く！）共有

\*コア会議（ミニ）で企画・立案した指導方針・指導の方向性等を、教職員全員が効率よく共有する。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定、並びに見直し

イ いじめの未然防止、対応

ウ 年間計画の企画と実施、進捗状況のチェック

エ 各取組の有効性の確認（各学級）

オ サポート全体会（いじめ等に係るオリエンテーション・校内研究等）の開催

### (3)ケース会議(ミニ)（含、いじめ・不登校、虐待等対策。）

①構成員：（管理職、児生CO、養護教諭、SSW、SC、関係教職員、関係機関、他）

②役割：（深く！）見立て（アセスメント）

\*より重篤な事案について、見立てを深め、対策を講じる。3. いじめ未然防止のための組織

#### 4.取組状況の把握と検証（PDCA）

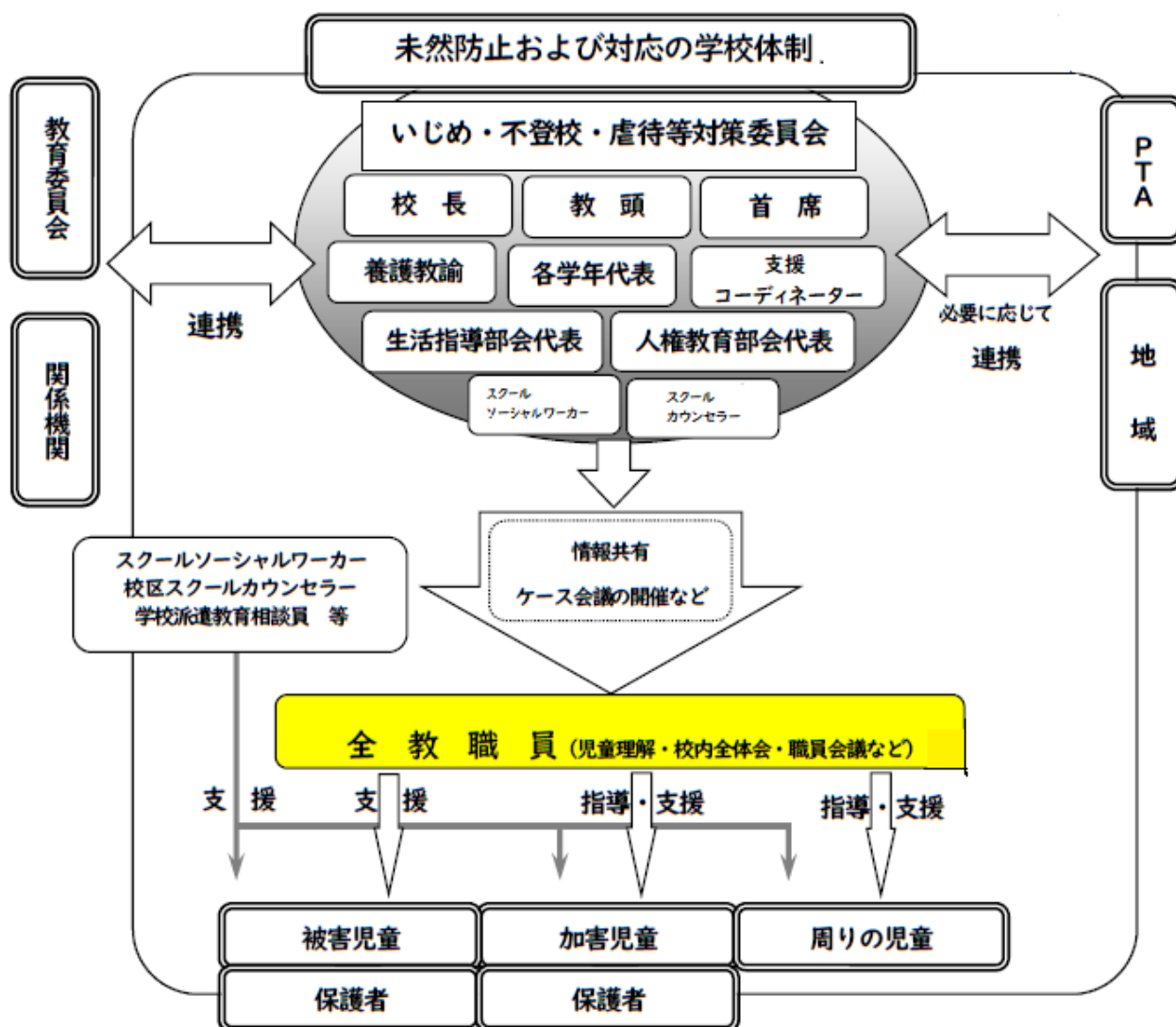
- ①児生COが月々の資料を作成し、コア会議・サポート会議等で進捗状況を把握する。
- ②学期末反省等で、対応したケースや指導の方向性についてフットワーク軽く検証を行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底された、人権尊重の精神がみなぎる環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し道徳等で学習する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を、特別活動等で高めていくことが必要である。



※ここでいう『関係機関』とは、豊中市教育委員会、警察、児童相談所などを指す

## 2. いじめの防止のための措置

- (1) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、分かりやすい授業づくりを進めるために、全員が楽しく『わかる、できる』授業をめざし、全員で研究授業、研究全体会、公開授業、交流授業等に取り組み、研鑽を図る。(ユニバーサルデザインの考え方を授業に導入)
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の一環として「いじめの構造」を理解する授業を行う。児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、中間層の児童に、自分の「いじめの構造」の位置を気付かせ、集団の平均的な行動基準の低下を防ぐための授業を行うよう努力する。
- (4) 学校で起こる子どもたちの人間関係に関する様々なもめごとや躓きこそが、子どもたちの現在の限界点と捉え、自己改革の分岐点となるよう指導していく。

## 第3章 早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけあいの中で行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることがある。いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。本校では、次の3点を早期発見に向けた教職員の姿勢とする。

- ① 児童の些細な変化に気づくこと。
- ② 気づいた情報を確実に共有すること。
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること。

### 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、「げんきチェック」「すなおな気持ちアンケート」を実施する。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、連絡を密にとる。
- (3) 児童、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラー等の教育相談員を活用する。
- (4) 「学校だより」「学年だより」等により、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報の対外的な取扱いについては、管理職と担当等の関係者で慎重に協議を行い、校長が取りまとめる。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

### 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

教職員がいじめを発見、または、通報を受けた場合は、他の業務に優先して組織的対応を図る。

#### ◇いじめ案件対応の共通する事項

- ・抱えこまず、「5W2H」を押さえた内容を記録し、管理職及びいじめ防止対策委員に報告する。
- ・いじめ防止対策委員会及び教職員へ報告し、内容を周知する。
- ・いじめ防止対策委員会で対応方針を決定し、組織的対応を図る。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた側・いじめた側等、関係する児童の保護者対応は、家庭訪問等により直接面談することを基本とする。

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。  
また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生指担当や管理職に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校セクハラ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織と連携しながら、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの対応方針を決定する。
- (3) 被害・加害児童の保護者への連絡については、電話、または家庭訪問で直接会うなど、より丁寧に行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。  
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 【いじめを認知した場合】

##### ◇指導者：担任・学年教員・生活指導主事・管理職

- ・いじめを認知したその時点で、その行為を止めるとともに、速やかに、関係した児童等より、丁寧な事実確認を行う。
- ・事実確認に基づき、いじめ対策委員会で対応方針を決定する
- ・管理職は、教育委員会や警察等、関係機関に事実関係を報告し、連携を図る
- ・担任を中心に、学年、生活指導担当者、管理職等により、いじめをした児童の指導を行う
- ・同時に、必要に応じて、いじめの発生した学年等において、記名式の緊急学校生活アンケート(いじめ防止等)を実施し、他の児童の心身の状態を確認するとともに、その他のいじめが発生していないか確認する

- ・いじめた児童の指導とともに、いじめられた児童のケアを行い、保護者に面談等により、事実経過を報告し、連携を図る
- ・いじめ対策委員会は、関係機関からの助言を参考とし、指導後の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針を策定する

### 【重大事態について】

- (1) 重大事態が発生した場合には、管理職は、直ちに教育委員会を通じて、市長に連絡する。
- (2) 学校は必要に応じて豊中市教育委員会、警察、児童相談所と連携をとる。
- (3) 教育委員会の判断に基づき、調査等を行う。

## 3. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）や、いじめ不登校セクハラ対策委員会と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応する。

## 4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。  
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。  
なお、その指導にあたっては複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に対応し、その再発を防止する措置をとる。

## 5. いじめの解消について

いじめが解消された状態については、以下の2つの要件が満たされて初めて解消したと考える。

また、これらの要件が満たされた状態でも、必要に応じて他の要件も勘案して判断することもある。

- (1) いじめそのものの行為が止まっている  
心理的または物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（およそ3ヶ月）継続している。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会または、いじめ不登校セクハラ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- (2) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかで判断する。そのために、いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談により確認する。また、学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性がありうることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童といじめた児童を日常的に注意深く観察する。

## 6. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては正確・丁寧に事実を確認するとともに、いじめを受けた人の立場に立って、そのつらさや苦しさについて考えさせ、相手への共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。そして、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめを見ていたり、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた児童に対しても、そうした行為がいじめになることを理解させる。いじめを受けている児童はいじめによる苦痛だけでなく、孤立感を強める存在であることも理解させる。「観衆」や「傍観者」の児童は、次は自分がいじめられるという不安を持っていると考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめを見聞きしたら必ず先生や家族に伝えることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

## 7. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校セクハラ対策委員会において対応を協議し、関係者からの聞き取り等の調査、被害児童のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害児童の意向を尊重するとともに、被害児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。なお、ネット上の不適切な書き込み等の多くは学校外で起こるため、子どもの利用状況について保護者がしっかりと把握することが大切であることから、保護者への注意喚起も合わせて行う。

## 第5章 その他の留意事項

小学校生活では、担任との関わりが密接で、低学年においては、登校から下校まで常に学級担任と接している。そこで、担任には学級集団における、人間関係を十分把握するとともに、いつでもどんな時でも、担任に相談できる関係を築く必要がある。また、日記、連絡帳などに目を配らせ一人ひとりの現状と課題を把握する必要がある。

また、担任一人の目だけでなく、学年会等を通して、他の職員からも情報を得ながら、児童の課題を把握する必要がある。

学校全体で、児童を把握するため、事務職員、用務員、警備員、給食パート、放課後子どもクラブ指導員等、学校内にいる全ての職員等から情報を得る必要がある。そのためにも、気軽に情報提供ができる開かれた職員

室の雰囲気を作る必要がある。

## 5. 年間計画

	1, 2年生	3・4年生	5・6年生	学校全体
4月	学級開き 望ましい集団づくりのための 取り組み (学級活動)	学級開き 望ましい集団づくりのための 取り組み (学級活動)	学級開き 望ましい集団づくりのための 取り組み (学級活動)	生活指導上の課題について協議 (生活指導部会)
	個々の児童の状況についての 引継ぎ	個々の児童の状況についての 引継ぎ	個々の児童の状況についての 引継ぎ	保護者への相談窓口周知 (学校だより)
	保護者に学級・学年づくり の方針等説明 (学級通信、学年だより)	保護者に学級・学年づくり の方針等説明 (学級通信、学年だより)	保護者に学級・学年づくり の方針等説明 (学級通信、学年だより)	いじめ防止基本方針の検討 (職員会議)
	家庭や地域での子どもの様子、 校区の状況の把握	家庭や地域での子どもの様子、 校区の状況の把握	家庭や地域での子どもの様子、 校区の状況の把握	いじめ対策に関わる職員の共通理 解(職員会議)
				気になる児童の状況について情報 交換
				I F S 委員会
5月	保護者に学級・学年づくり の方針等説明 (学級懇談会等) 校外学習や学級活動を通 じた人間関係づくり	保護者に学級・学年づくり の方針等説明 (学級懇談会等) 校外学習や学級活動を通 じた人間関係づくり	保護者に学級・学年づく りの方針等説明 (学級懇談会等) 修学旅行と修学旅行に向 けた活動をする中で人間 関係づくり(6年)	生活指導上の課題につい て協議(生活指導部会)
				いじめの状況調査(市教委) …毎月
				I F S 委員会
6月	げんきチェック実施・回 収	げんきチェック実施・回 収	げんきチェック実施・回 収	
	げんきチェックの結果に 基づく取り組み	げんきチェックの結果に 基づく取り組み	げんきチェックの結果に 基づく取り組み	げんきチェックの結果に基 づく取り組み(事例にスクール ソーシャルワーカーによる教 育相談)
			林間学舎と林間学舎に向 けた活動をする中で人間 関係づくり(5年)	
	家庭での様子の把握と学 校生活の情報共有(個人 懇談)	家庭での様子の把握と学 校生活の情報共有(個人 懇談)	家庭での様子の把握と学 校生活の情報共有(個人 懇談)	いじめの状況調査(市教委) …毎月
				学校評議員会
7月	1学期の振り返り (学級活動)	1学期の振り返り (学級活動)	1学期の振り返り (学級活動)	いじめの状況調査(市教委) …毎月
				I F S 委員会
				校内教職員研修 (集団づくり・わかる授業づ くりについて)



8月	夏休みの振り返り	夏休みの振り返り	夏休みの振り返り	善い行いの報告
				いじめの状況調査（市教委） …毎月
9月	運動会を通じた人間関係づくり	運動会を通じた人間関係づくり	運動会を通じた人間関係づくり	生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
				いじめの状況調査（市教委） …毎月
10月	校外学習等を通じた人間関係づくり	校外学習等を通じた人間関係づくり	校外学習等を通じた人間関係づくり	生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
	オープンスクール	オープンスクール	オープンスクール	I F S委員会
	げんきチェック実施・回収	げんきチェック実施・回収	げんきチェック実施・回収	げんきチェック集約・分析
	げんきチェックの結果に基づく取り組み	げんきチェックの結果に基づく取り組み	げんきチェックの結果に基づく取り組み	げんきチェックの結果に基づく取り組み（事例により、スクールソーシャルワーカーによる教育相談）
				生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
				いじめの状況調査（市教委） …毎月
				I F S委員会
11月	学習発表会を通じた人間関係づくり	学習発表会を通じた人間関係づくり	学習発表会を通じた人間関係づくり	
	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有（個人懇談）	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有（個人懇談）	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有（個人懇談）	
				生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
				いじめの状況調査（市教委） …毎月
	人権のつどい	人権のつどい	人権のつどい	I F S委員会
12月	2学期の振り返り（学級活動）	2学期の振り返り（学級活動）	2学期の振り返り（学級活動）	いじめの状況調査（市教委） …毎月
				生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
				学校評議員会
				I F S委員会
1月	保護者に学級・学年づくりの状況を説明（学級懇談会）等 学校自己診断アンケート実施	保護者に学級・学年づくりの状況を説明（学級懇談会）等	保護者に学級・学年づくりの状況を説明（学級懇談会）等	生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
	学校自己診断アンケート実施	学校自己診断アンケート実施	学校自己診断アンケート実施	いじめの状況調査（市教委） …毎月
				I F S委員会
2月	児童総会による校内のルール・マナー等の確認・共有	児童総会による校内のルール・マナー等の確認・共有	児童総会による校内のルール・マナー等の確認・共有	年間の取り組みのまとめ・検証
				いじめの状況調査（市教委） …毎月
				学校評議員会
3月	げんきチェック実施・回収	げんきチェック実施・回収	げんきチェック実施・回収	I F S委員会
	1年間の振り返り（学級活動）	1年間の振り返り（学級活動）	1年間の振り返り（学級活動）	いじめの状況調査（市教委） …毎月
				I F S委員会